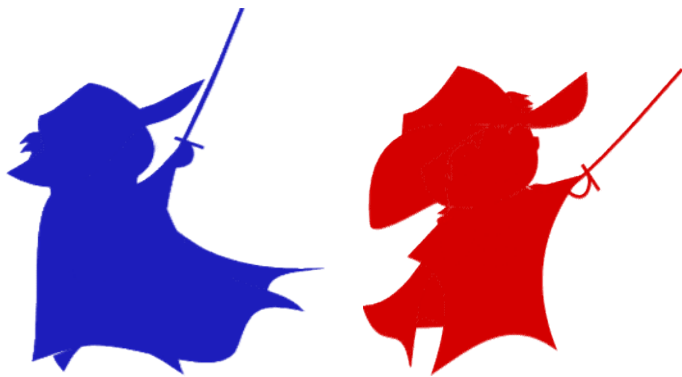




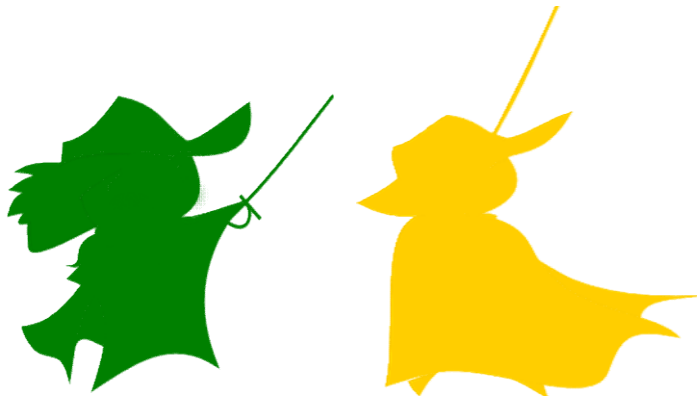
令和7年度 茨木市の財政状況

令和8年10月 財政課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。





目 次



I	「財政」ってどんなもの？	
(1)	「財政」とは？	1
(2)	お金の使い方はどうやってきまる？（予算から決算まで）	1
II	決算について（普通会計）	
(1)	決算の基礎知識	2
(2)	令和7年度の決算	3
(3)	茨木市の財政規模	4
III	歳入（普通会計）	
(1)	歳入決算額の内訳ごとの推移	5
(2)	一般財源の推移	6
IV	歳出（普通会計）	
(1)	目的別にみた歳出決算額の推移	7
(2)	性質別にみた歳出決算額の推移	8
V	市債と基金（借金と貯金）	
(1)	市債（借金）発行額の推移	9
(2)	市債（借金）残高の推移	10
(3)	基金（貯金）残高の推移	11
VI	市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）	
(1)	市民1人あたり市税額・税等一般財源の北摂7市比較	12
(2)	市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較	13
(3)	市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較	14
VII	主な財政指標の推移（普通会計）	
(1)	経常収支比率	15
(2)	財政力指数	16
VIII	健全化判断比率の状況（一般会計等）	
(1)	健全化判断比率とは	17
(2)	早期健全化基準・財政再生基準	17
(3)	茨木市の状況（令和4年度～令和7年度）	19
(4)	北摂7市の状況（令和7年度）	21



いばらきの今と未来を守るために
結成された「いばら騎士団」。
騎士団を束ねる最高騎士の4人
「いばら騎士」と一緒に茨木市の
財政状況を見ていきたいと思います。

I 「財政」ってどんなもの？

「財政」を知ることは、
茨木市を知ることに
つながるよ！！



(1) 財政とは？

「財政」という言葉を聞くと「たくさん数字が並んでいて難しそう」という印象を受ける人が多いのではないのでしょうか？

市が色々なサービスを行うにはたくさんのお金が必要です。そのお金をどこから調達し、どのような目的で使うのかという仕組みを「財政」といいます。

「安全・安心」「豊かさ・幸せ」が実感できる“次なる茨木”を実現するには、みなさんと一緒に市の財政状況を共有していくことが大切です。

この冊子を通じてみなさんに「財政」のことを身近に感じてもらい、茨木市のことを一緒に考えてもらうきっかけにしたいと考えています。

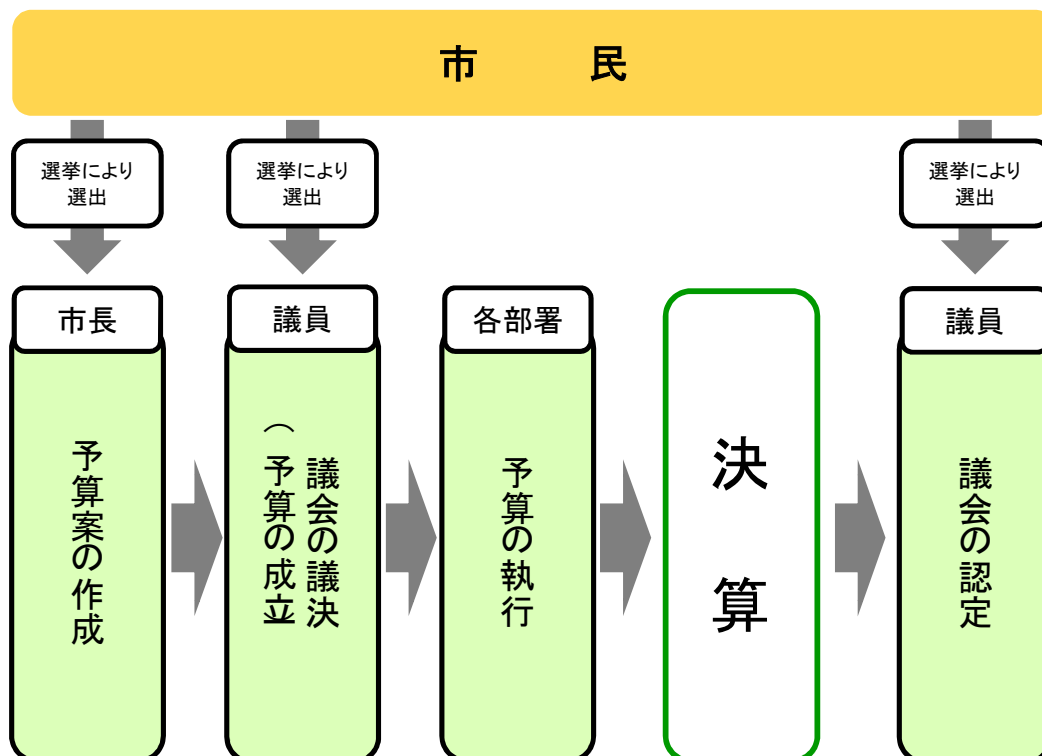
(2) お金の使い方はどうやって決まる？（予算から決算まで）

市役所では、新年度（4月～）に向けて、みなさんのより良い暮らしを支えるためにどのようなサービスを提供するかを各部署で検討し、そのために必要な収入と支出を見積もります。市長はそれをもとに「予算案」を作成し、議会に提出します。そして、市議会で予算案が審議された後、「予算」が成立します。

つまり、みなさんが選んだ市長と市議会議員により、予算は決定されることになります。そして、その予算を使った結果のことを「決算」と言い、決算は議会での審査を経て認定されます。

なお、この冊子では、決算額を用いて茨木市の財政状況を解説しています。

●予算から決算までの流れ



Ⅱ 決算について（普通会計）

分からんことは
何でも聞いてや〜



（１）決算の基礎知識

Q “決算” って何??

A “決算”とは年度（４月～翌３月の１年間）に入ってきたお金（収入）と使ったお金（支出）の実績のことです。

市役所では毎年、年度が始まるまでにあらかじめお金の使いみち（予算）を決めます。その予算を使った結果が“決算”です。

決算書は会計管理者が作って市長に提出し、監査委員の審査を受けて議会の認定を受けます。

Q “決算” から何がわかる??

A 予算に基づいて、実際に福祉や教育、道路整備等どんなことを、いくらかけて行ったかがわかります。

市は市民サービスの向上を図るため色々な事業を行っています。福祉や教育、道路整備等、どんなこと（サービス）に、いくらお金が使われたのかを“決算”から知ることができます。

また、“決算”を見ることで財政状況やその傾向がわかります。

Q “決算” はどうやって見たらいい??

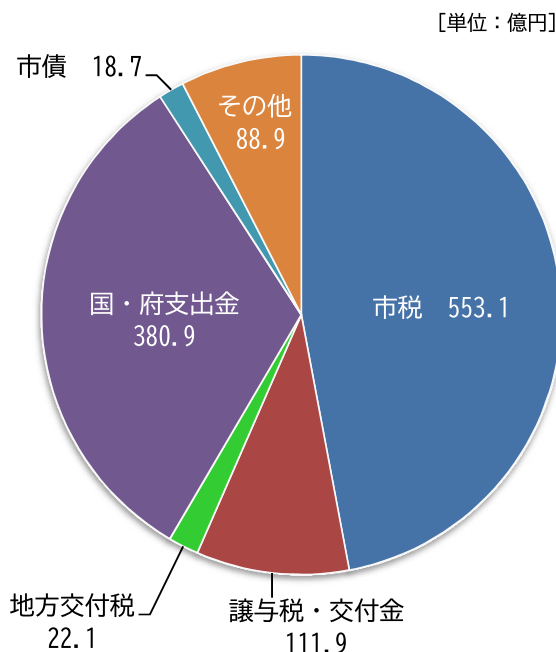
A 全国統一ルールによる統計上の会計（普通会計）を使って他市町村との比較や、年度間比較をすることで、茨木市の財政状況がどうなのかを知ることができます。

地方公共団体の会計については、地勢や気候、人口などが異なることから、全国の市町村が同じ事業を実施しているわけではなく、一般会計で提供するサービスの内容等も違っているため、単純に比較することができません。

そのため、国が示す全国統一ルール「普通会計」を使うことで、他市町村と比較することが可能となり、茨木市の財政状況を把握することができます。また、これまでの決算の推移を年度間比較により、財政状況の傾向をつかむこともできます。

(2) 令和7年度の決算

歳入 1,175.6億円



長期化する物価高騰等に対し、厳しい経済状況にある世帯等への支援に継続して取り組むとともに、「財政の健全性」を確保のもと、“次なる茨木”を共創する取組の推進により、誰もが「安全・安心」「豊かさ・幸せ」を実感できるまちづくりを着実に推進

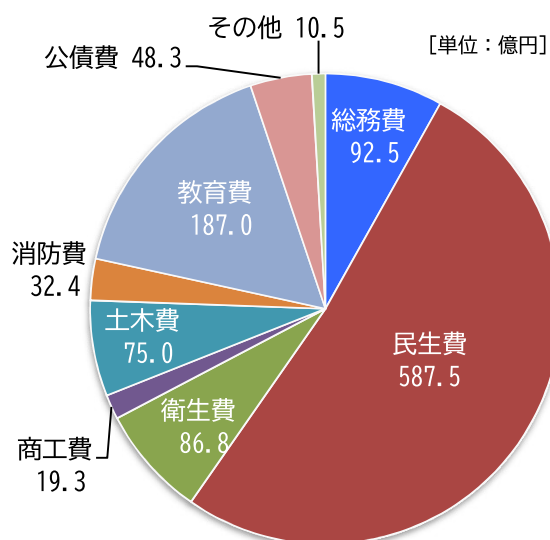
歳入では、中学校給食センターや小中学校体育館空調設備整備に活用した市債が減となりましたが、定額減税の終了等に伴う個人市民税等の市税の増や、国・府支出金が増となったことなどから、歳入総額としては増額となりました。

歳出においては、中学校全員給食の通年実施や小中学校の学習用端末の更新等による物件費の増や、国の給与改定に準じた職員給等の人件費の増がありました。が、中学校給食センターや小中学校体育館空調設備整備の投資的経費の減などにより、歳出総額としては減額となりました。

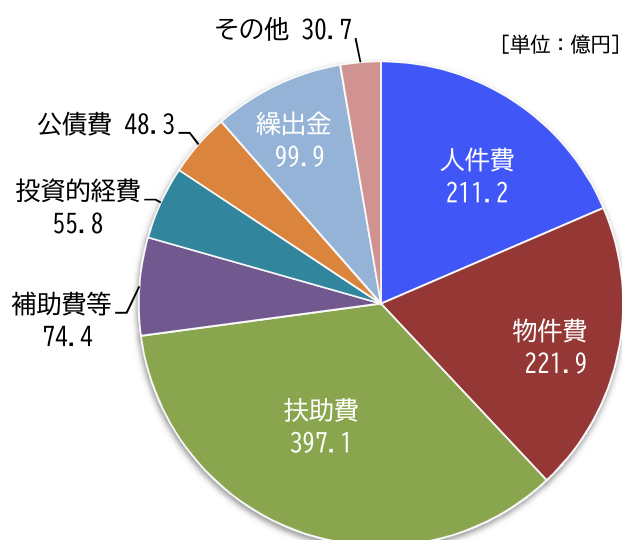
なお、財政調整基金（貯金）については、物価高騰対策等の財源として0.5億円を活用した一方で、国の補正予算による財源や決算剰余金を適切に積み立てし、市債（借金）については、将来の財政負担を考慮して発行を抑制するなど、財政の健全性の確保にも努めました。

歳出 1,139.3億円

目的別



性質別

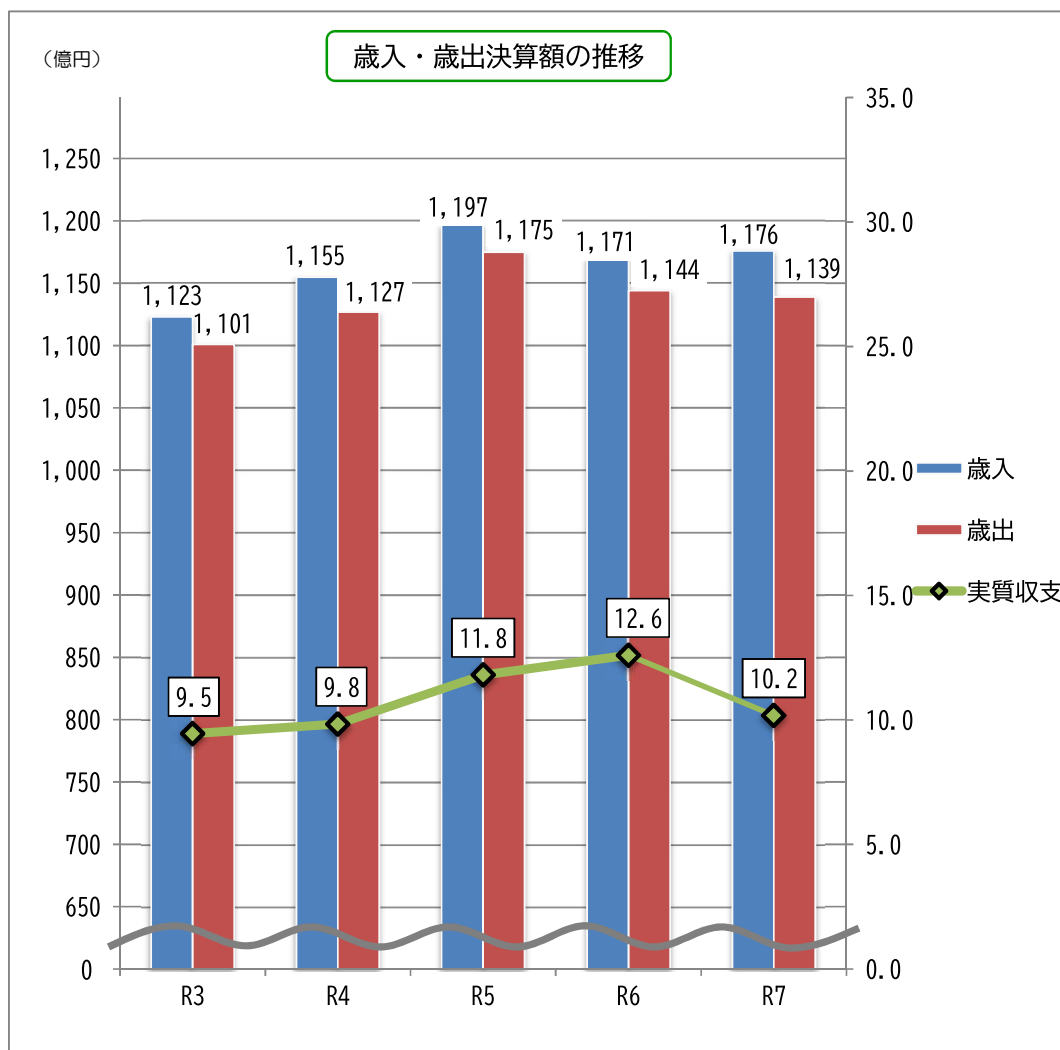


(3) 茨木市の財政規模

本市の財政規模は、社会福祉経費の影響等により年々増加傾向にあることや、物価高騰などへの対策を実施したことから、近年は、概ね1,100億円台で推移しています。

令和7年度については、歳入は増額となり、歳出は減額となりました。歳入では、個人市民税等の市税や国・府支出金が増加し、歳出では、中学校給食センターや小中学校体育館空調設備整備の投資的経費等が減少したためです。

なお、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた黒字（実質収支額）については、10億円程度となっており、その約半分を市の貯金にあたる財政調整基金へ積立（貯金）しています。



用語解説

形式収支 その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの

$$[R7\text{決算}] \quad = 1,176\text{億円} - 1,139\text{億円} = 37\text{億円}$$

実質収支 形式収支から、翌年度に繰り越す財源を控除したもの

$$[R7\text{決算}] \quad = 37\text{億円} - 27\text{億円} = 10\text{億円}$$

（翌年度へ繰り越す財源）

Ⅲ 歳入（普通会計）

歳入にもいろんな種類があるんだね



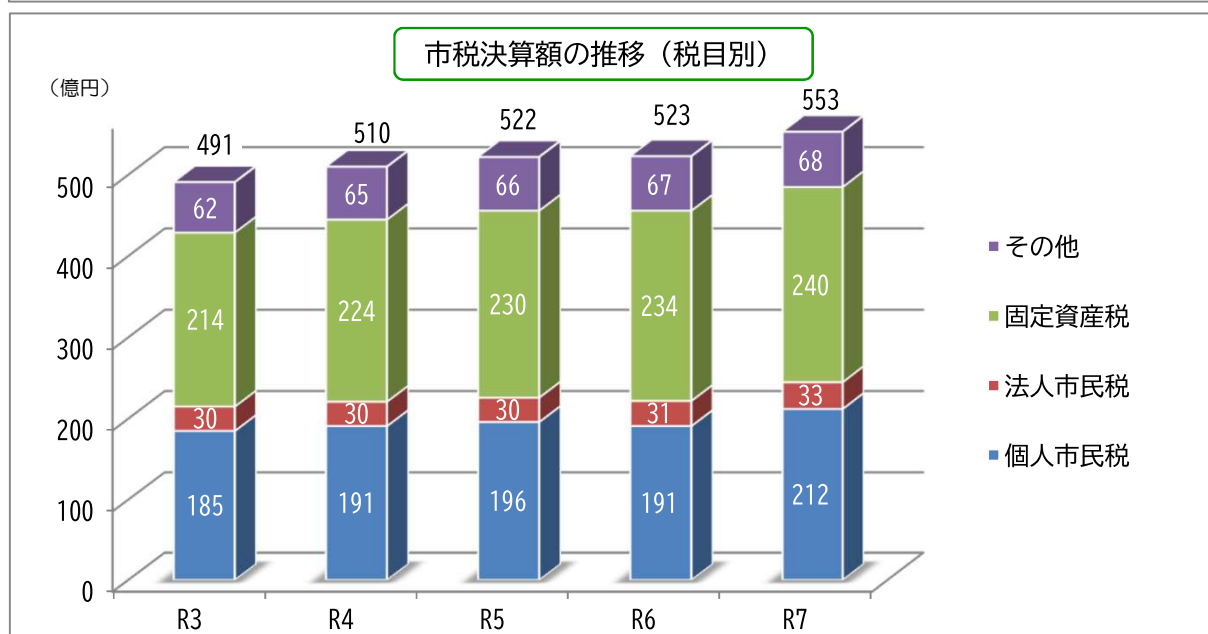
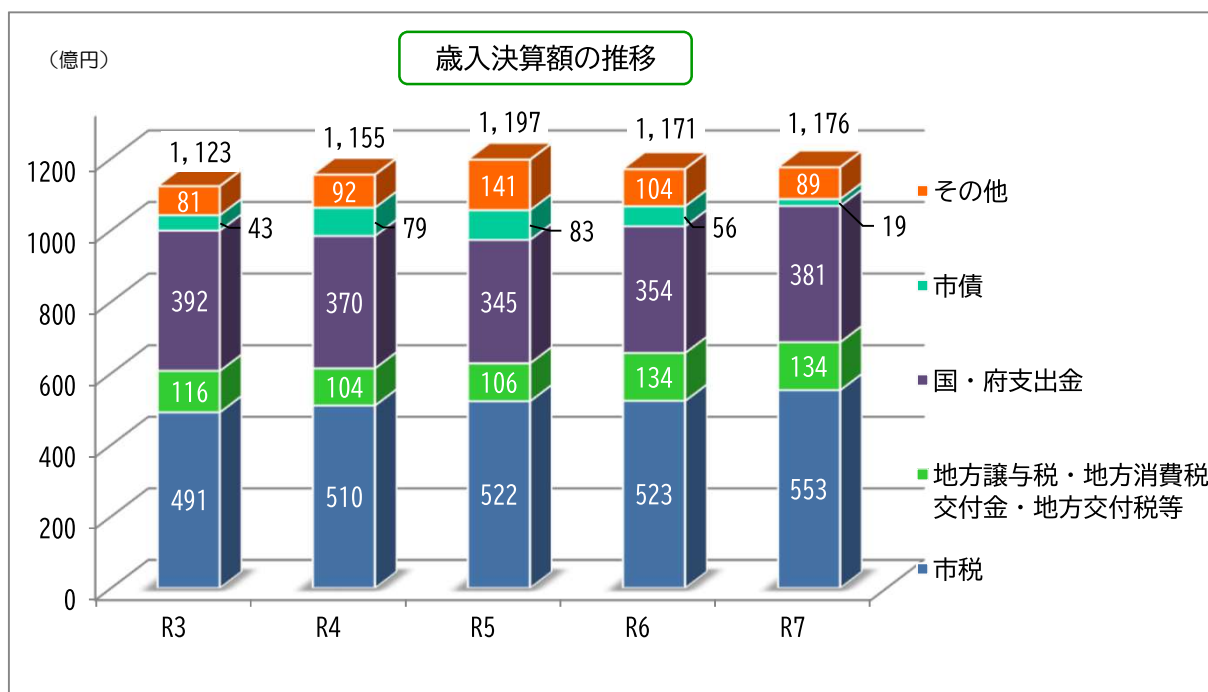
いばら騎士グリーン

（１）歳入決算額の内訳ごとの推移

歳入の基本となるのは市税です。平成10年度以降は、景気低迷等により7年連続の減収となり、平成16年度には416億円まで落ち込みました。しかし、その後は税制改正や景気回復の影響等により増収に転じており、緩やかな増収傾向となっています。令和7年度は、個人市民税や固定資産税の増等の影響により、過去最高の553億円となりました。

国・府支出金は、各年度に実施した事業に応じて変動しますが、概ね300億円台程度で推移しています。令和7年度は、国の制度改正や保育・障害福祉サービスの給付費等の社会福祉経費が増となった影響により、昨年度と比べて増加しています。

小中学校の校舎改修等や道路整備をはじめとする建設事業の財源として借り入れる市債（借金）については、後年度の財政負担を考慮し、発行の抑制を基本に適切な活用に使っています。令和7年度は、計画的に進めてきた中学校給食センターや小中学校体育館空調設備整備の完了により、昨年度と比べて減少しました。

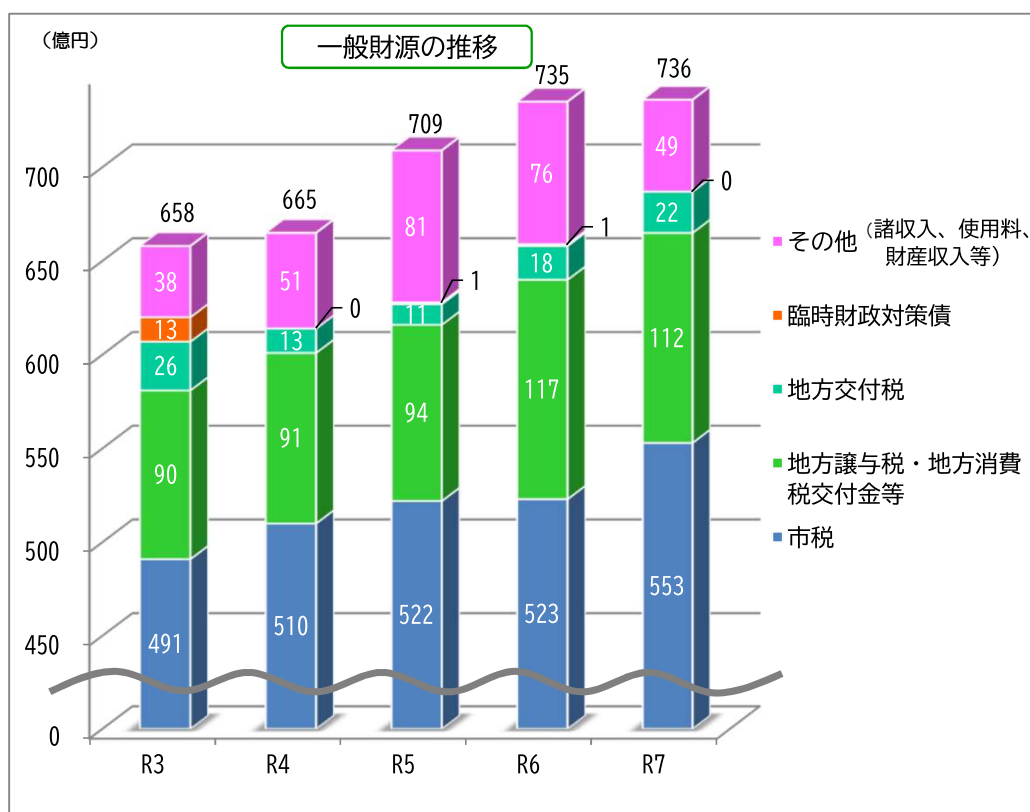


(2) 一般財源の推移

「一般財源」とは、使い道が定められていない自由に使えるお金のことです。市税収入がその中心です。一般財源には、市税以外にも、地方譲与税（国税や府税が間接的に交付）、地方消費税交付金、地方交付税等のほか、臨時財政対策債（財源不足を補うための借金）が含まれています。

一般財源は、近年市税が増加傾向となり、600億円台で推移していましたが、令和5年度からは、市税や地方譲与税等の増により、700億円台となりました。

臨時財政対策債については、不足する一般財源を補う市債（借金）となりますが、後年度の財政負担を考慮して可能な限り発行を抑制し、令和7年度は国の財政措置により新たな借入が無くなったことから、借金に依存しない財政運営に努めています。



用語解説

地方交付税

地域によって地方税の収入額に差があることから、地方間の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準以上の行政サービスを行えるようにするため、国が国税として集めた税金を地方公共団体の財政状況に応じて配分する税のことです。地方交付税には、財源不足団体に交付される普通交付税と、特別な財政需要に対して交付される特別交付税があります。

地方譲与税

国が国税として集めた税金を地方公共団体に配分するもので、現在、茨木市では地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税があります。

地方消費税交付金

地域福祉や地域振興のため、市町村に対して配分されるお金のことです。H26及びR1からの税制改正によって生じた引上げ分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

Ⅳ 歳出（普通会計）

1,139億円の
使い道は
こうなのだ



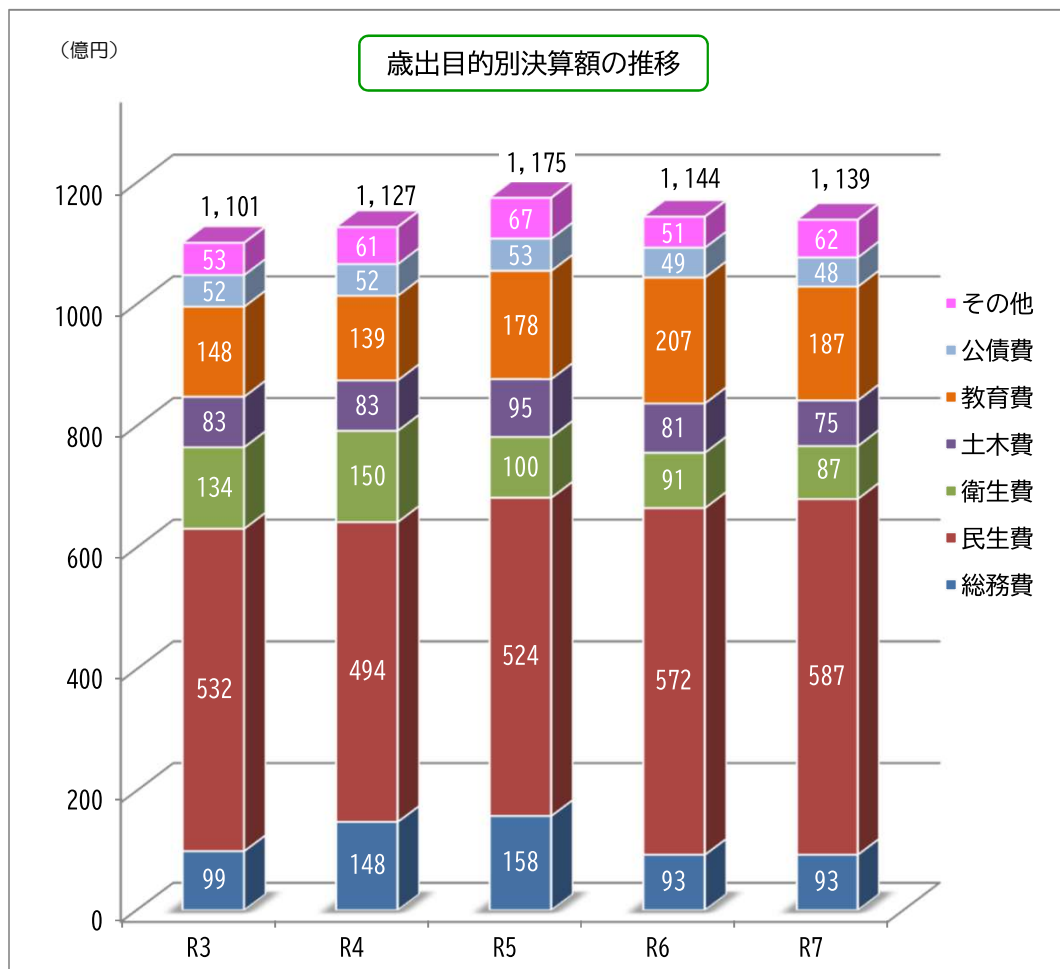
いばら騎士オレンジ

（１）目的別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな目的で使ったか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出の内訳を見た場合、例年、大きい割合を占めているのは福祉（民生費：587億円）、都市基盤整備（土木費：75億円）、教育（教育費：187億円）に関する経費です。これは、福祉サービスの充実、道路や公園整備等の都市基盤整備の推進、教育環境の向上に取り組んできた結果といえます。

近年、歳出の内訳の中で一番大きい割合を占めるのは民生費ですが、これは高齢化の進展等に伴い、こども・高齢者・障害者等に対する社会福祉経費が増加していることが主な要因となっています。



用語解説

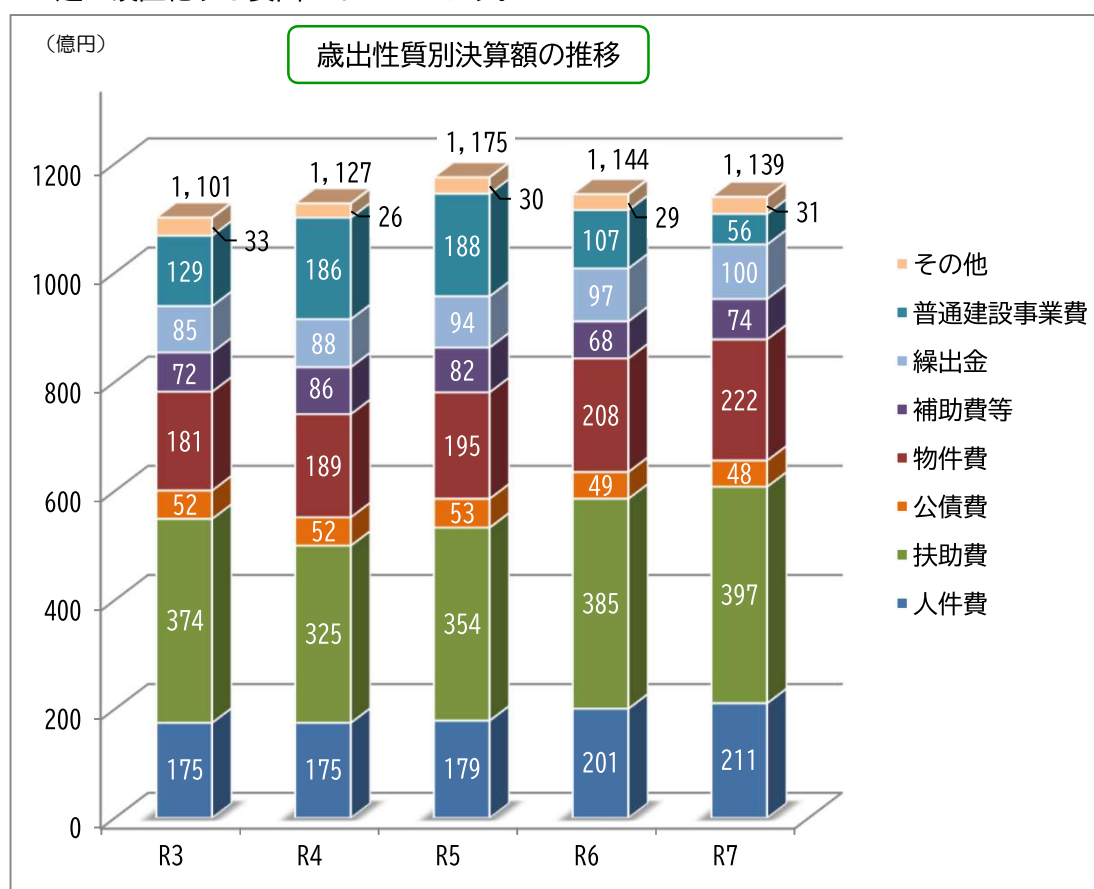
- 総務費** 防災、徴税、戸籍、統計、選挙、まちの魅力発信等の経費
- 民生費** こども、高齢者、障害者に対する福祉サービス経費や国保会計や後期高齢者会計に対する繰出金等の経費
- 衛生費** 住民健診、予防接種、市営葬儀、清掃業務、環境対策等の経費
- 土木費** 道路や公園などの都市基盤整備や都市計画等の経費
- 教育費** 小・中学校や図書館などの教育関係の経費
- 公債費** 市の借金（市債）を返済（償還）する経費
- その他** 議会、労働、農林水産業、商工、消防等の経費

(2) 性質別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな性質のことに使ったか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出を性質別にみた場合、例年、主なものはこども・高齢者・障害者等に対する福祉サービスの扶助費（397億円）、事業に必要な物品の購入や印刷、施設維持の委託等の物件費（222億円）です。なお、令和7年度は、計画的に進めてきた中学校給食センターや小中学校体育館空調設備の整備完了等により、普通建設事業費（56億円）は減少しました。

人件費・扶助費・公債費は、毎年経常的に支出され、任意に削減できないことから「義務的経費」と呼ばれています。義務的経費のうち、これまで職員の適正配置や市債発行の抑制に努めてきたことにより、人件費や公債費は低い水準ですが、物価高騰や高齢化の影響等により、人件費や扶助費が増加傾向となっており、財政構造が硬直化する要因となっています。



用語解説

人件費	職員の給与や報酬等に関する経費
扶助費	こども、高齢者、障害者等に対する福祉サービス経費
公債費	市の借金（市債）を返済（償還）する経費
物件費	物品の購入や印刷、施設維持の委託等の経費
補助費等	負担金・補助金や下水道事業等の企業会計に対する経費
繰出金	国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計に対する経費
普通建設事業費	道路・公園の整備や小・中学校の施設整備等の経費
その他	施設の維持補修や基金積立（貯金）等の経費

V 市債と基金（借金と貯金）

茨木市の借金と貯金は
どれくらい！？



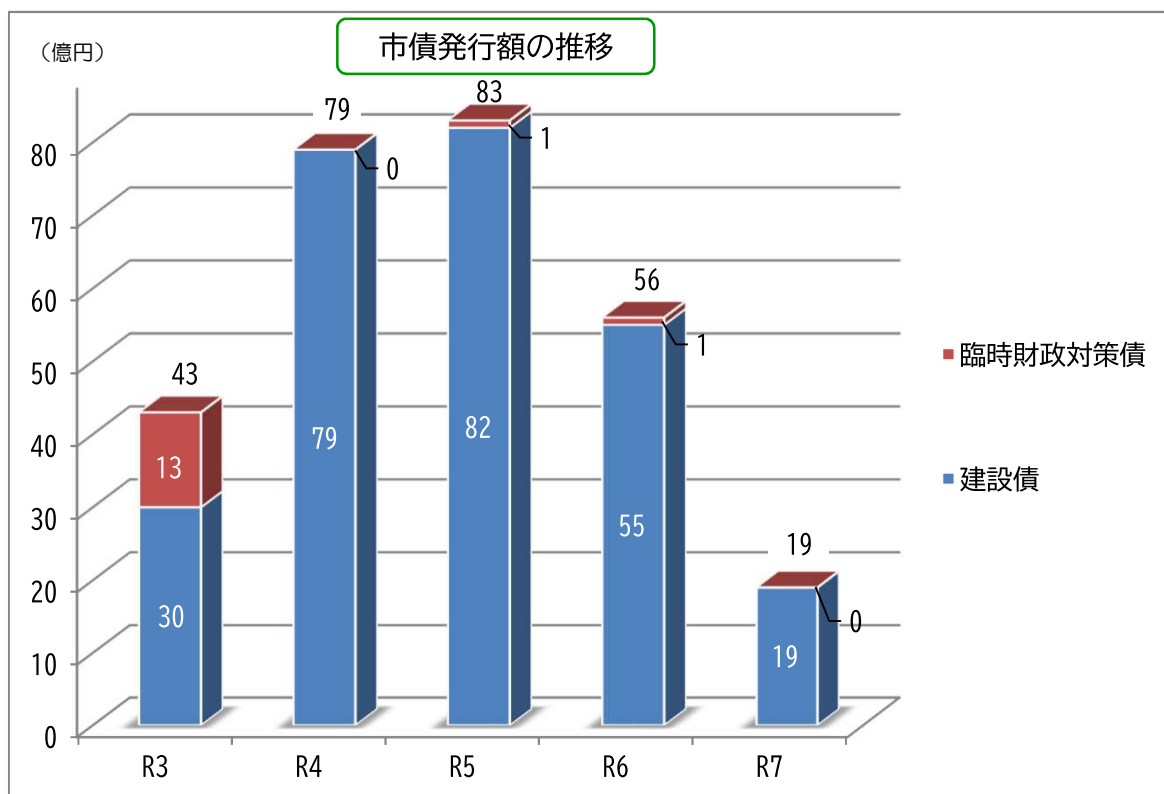
いばら騎士レッド

（１）市債（借金）発行額の推移

市債のうち建設事業の財源として借り入れる「建設債」については、近年、おにクルや中学校給食センターの整備、公共施設の長寿命化等の実施にあたり発行しています。

令和７年度は、ダムパークいばきた多目的運動広場や中央保育所の整備に活用しましたが、計画的に進めてきた中学校給食センターや小中学校体育館空調設備の整備完了等により、市債の発行額は減少しました。

市債の発行には、年度間の財政負担の平準化や世代間の負担の公平性を図るといった意義がありますが、同時に後年度の財政負担にもつながるため、その抑制を基本とした財政運営を行う必要があります。なお、「臨時財政対策債」については、令和７年度は新規発行がなかったため皆減しています。



用語解説

建設債

道路整備や公共施設の長寿命化工事等の建設事業の財源とするために行う長期の借金のことです。

臨時財政対策債

国が地方公共団体に交付する地方交付税について、その財源が国において不足する場合に、不足分を補うために地方公共団体において発行する市債です。後年度において、臨時財政対策債の元利償還相当額が交付税で措置されますが、実際に同額が補てんされるわけではないため、地方公共団体の責任で発行する必要があります。

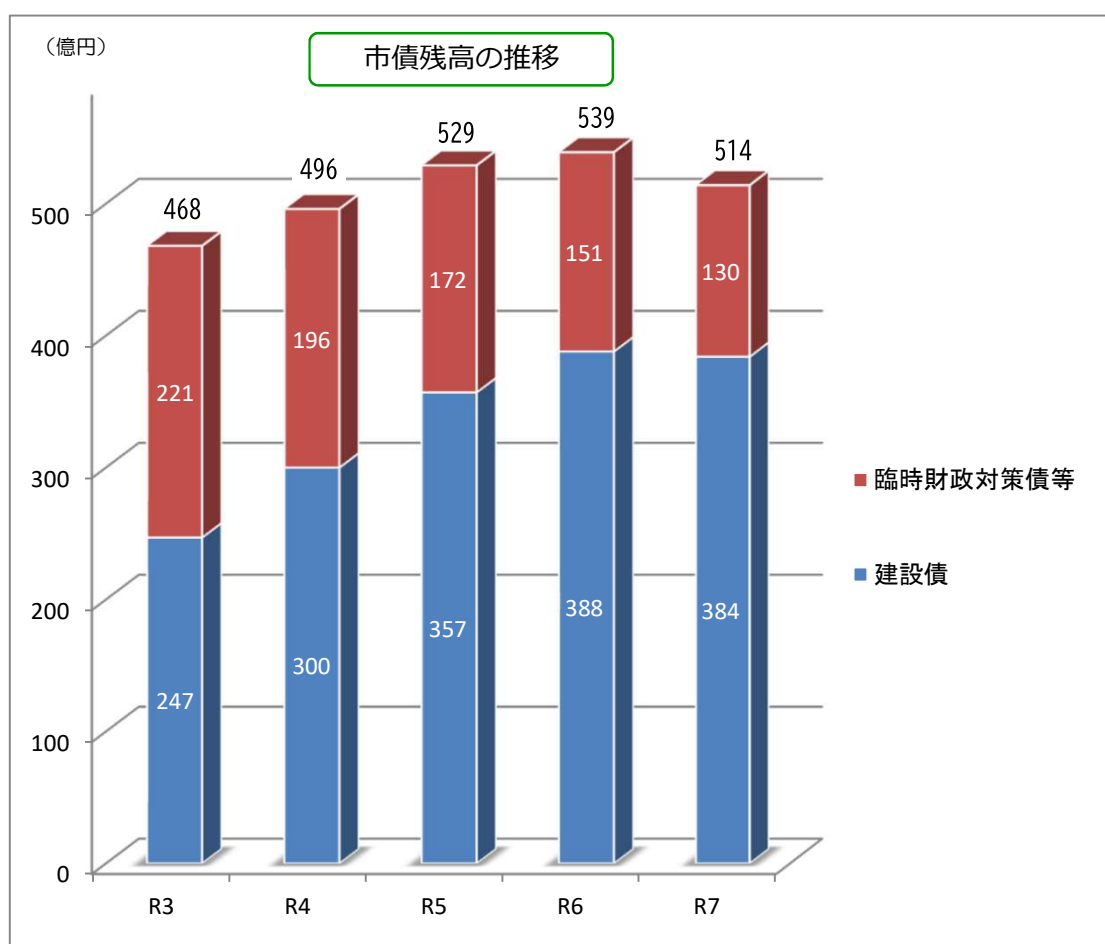
(2) 市債（借金）残高の推移

令和7年度は、臨時財政対策債等については、新規発行がなかったことから残高は減少しています。建設債についても、多目的運動広場整備事業、保育所整備事業等で発行していますが、これまでから財政健全化の取組みとして市債の発行を抑制してきており、計画的に進めてきた中学校給食センターや小中学校体育館空調設備の整備等が完了したため、市債残高は減少しました。

【市民1人あたりの残高】

茨木市の借金を全市民で割ると、1人あたりの額はいくらになるのでしょうか？
市債の令和7年度末残高（514億円）を市の人口（286,089人※）で割ると、市民1人あたり約18万円となります。

※令和8年1月1日現在の住民基本台帳人口



(3) 基金（貯金）残高の推移

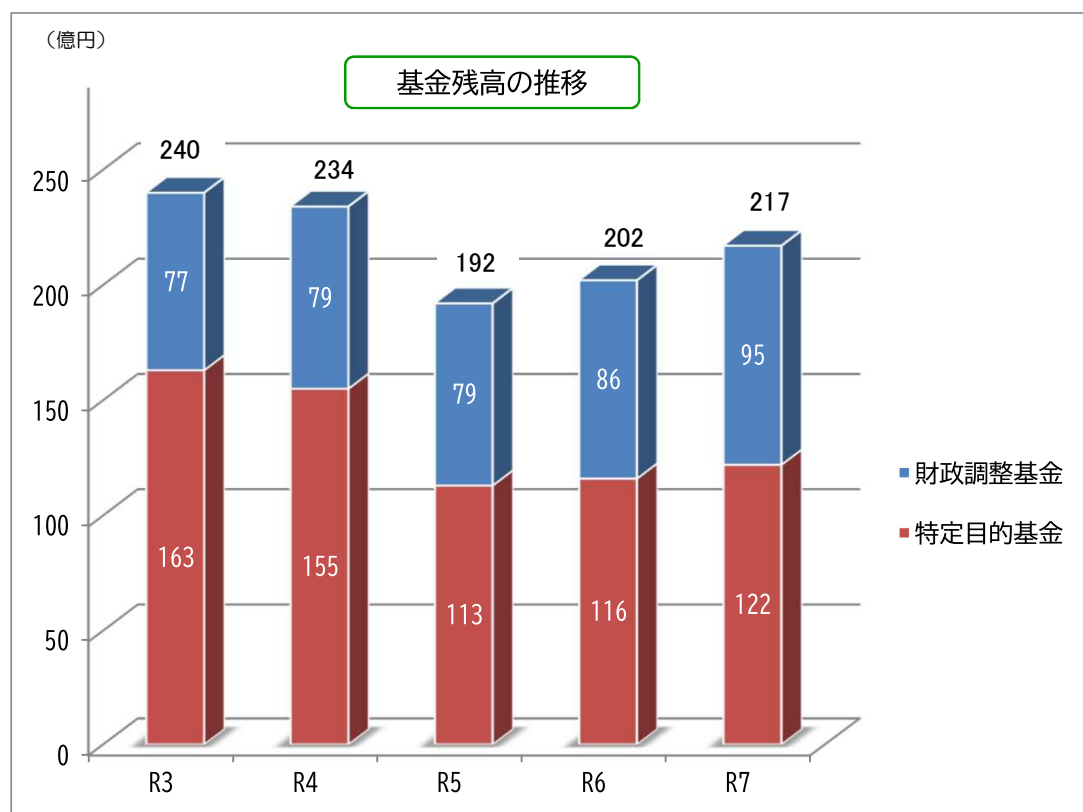
基金とは地方公共団体が行う貯金のことで、財政調整基金と特定目的基金の2種類があります。

「財政調整基金」は、地方財政法で設置が義務付けられており、経済事情の著しい変動や災害等による予期しない収入の減少や緊急な支出の増加に対応するために設置しています。

財政調整基金残高の推移をみると、景気の悪化による市税の減収に対応するための取り崩しで、平成20年度に28億円まで減少しましたが、その後は決算剰余金等を着実に積み立ててきました。

その結果、平成30年の大阪北部地震等の災害対応経費として、平成30年度に12億円、令和元年度に約2億円を活用したほか、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対策経費として、令和2年度に13億円、令和3年度に3億円、令和4年度に2億円、令和5年度に7億円、令和6年度に2億円、令和7年度に5千万円をそれぞれ活用し、局面に応じたきめ細かな対応を図ることができました。なお、取崩しの方で、決算剰余金の半分を積み立てているため、基金残高は95億円となりました。

基金の使い道をあらかじめ定めただうえで積み立てている「特定目的基金」については、令和7年度は、森林整備等に活用する一方で、駅周辺再整備基金等に積み立てたため、残高は122億円となりました。



【特定目的基金】（令和7年度末残高）

基金名称	残高	基金名称	残高
福祉事業推進基金	9億円	緑化基金	7億円
衛生処理施設整備等基金	34億円	文化施設建設基金	-
駅周辺再整備基金	42億円	公共施設等総合管理基金	28億円
奨学金事業充当基金	1億円	森林環境譲与税基金	1億円
		残高合計	122億円

VI 市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）

近隣の市の
状況を知るの
も大事やで！



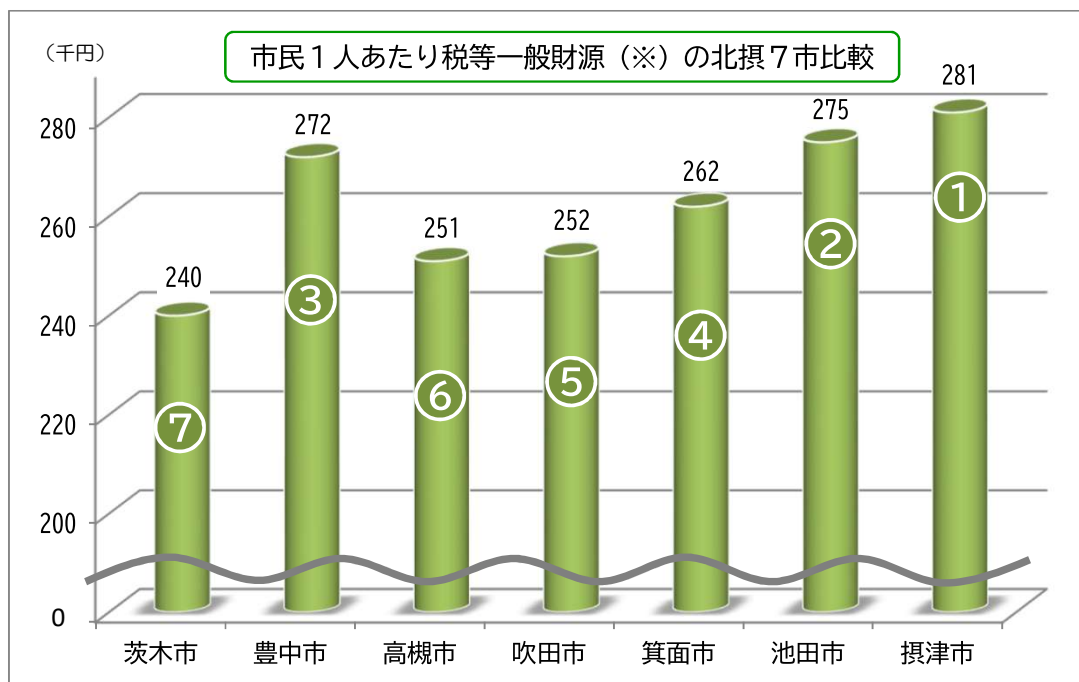
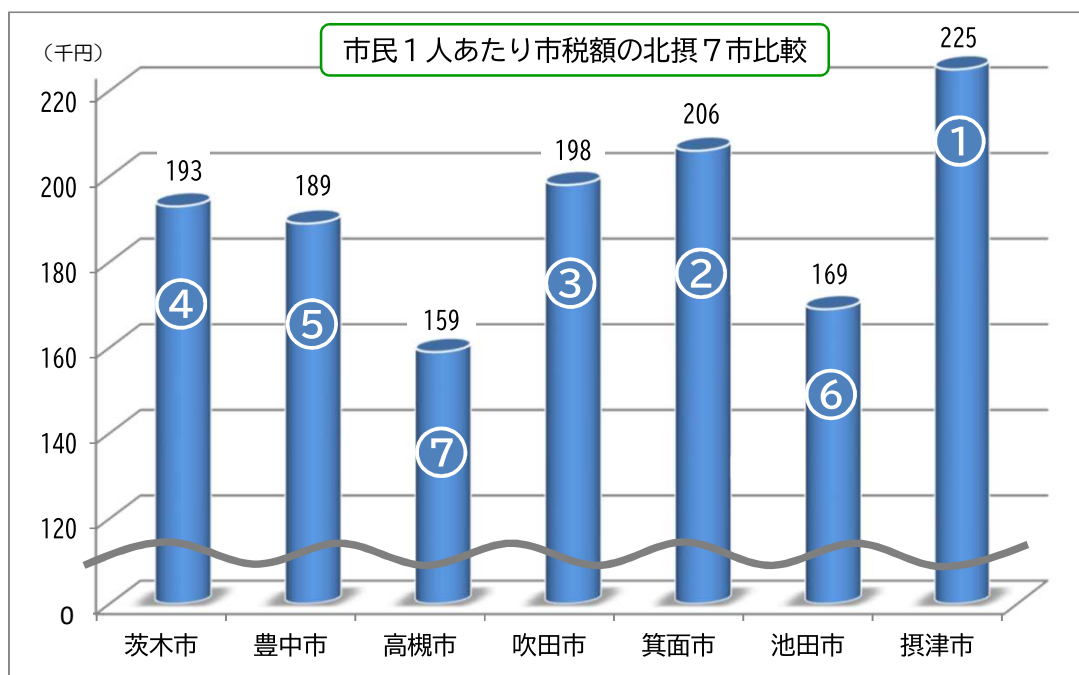
いばら騎士ブルー

（１）市民1人あたり市税額・税等一般財源の北摂7市比較

市税額と税等一般財源を、市民1人あたり（令和8年1月1日現在住民基本台帳人口）の額で近隣の北摂6市と比較しました。

茨木市の市税額は、北摂7市中、中位にある状況ですが、使途が定められていない税等一般財源は、北摂7市中最も少ない状況となっています。

このような厳しい状況ですが、茨木市では事業のビルド&スクラップを実践し、限られた財源（お金）をやりくりすることにより、市民サービスの向上及び財政の健全性の確保に努めています。



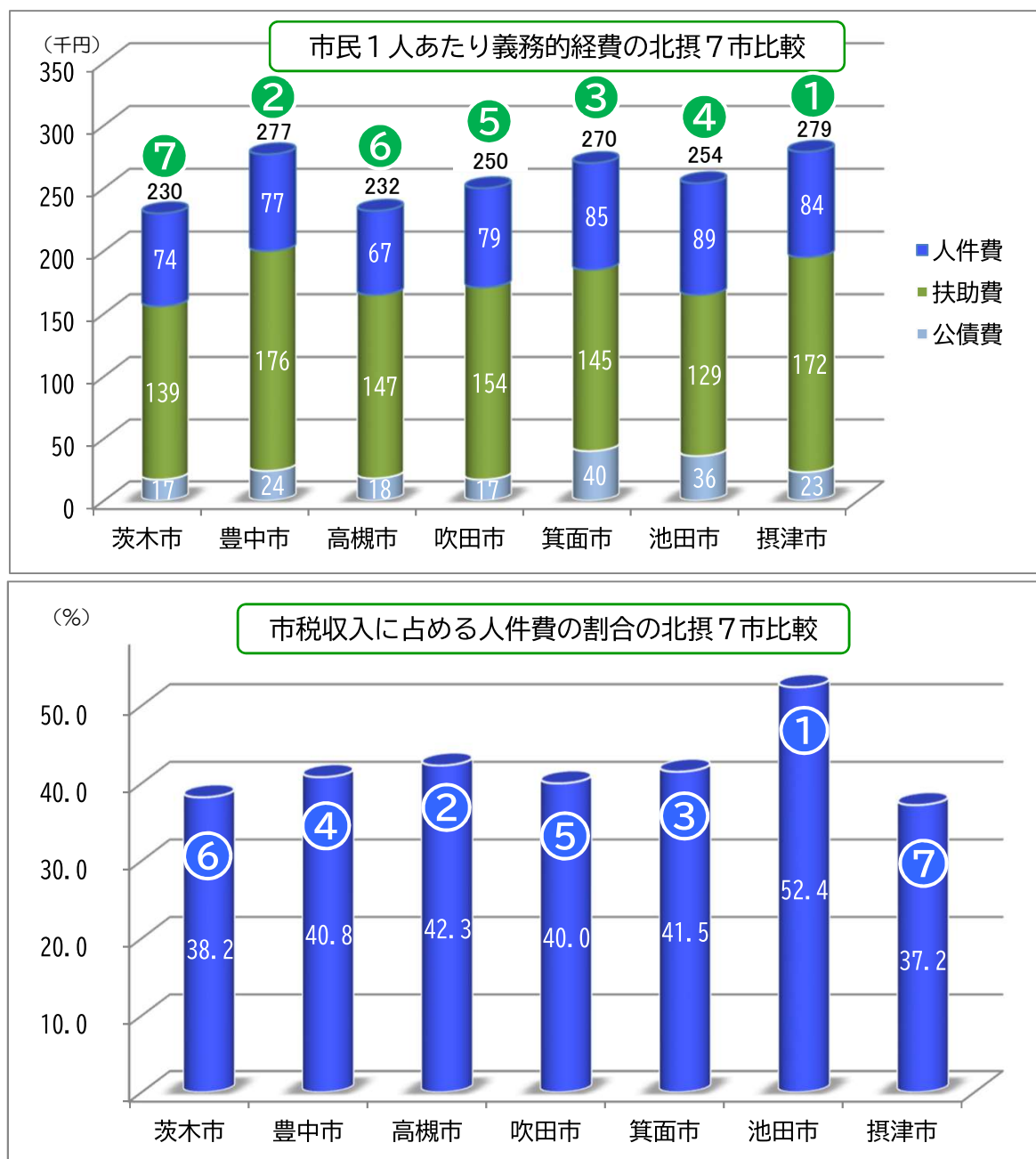
※税等一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 税交付金 + 地方交付税 + 臨時財政対策債等（臨時債等含む）

(2) 市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較

義務的経費とは、その性質から任意に削減しがたい経費である、職員の給与などの人件費や、福祉サービス経費等の扶助費、市債の償還（借金の返済）経費である公債費のことです。

義務的経費が多いと自由に使えるお金が少なくなり、さらなるサービスの充実に向けた政策的な事業の実施が困難となります。茨木市は、市民1人あたりの義務的経費が北摂7市中最も少ない状況です。これは、これまで職員の適正配置や財政の健全性を基本に市債（借金）の発行抑制を図ってきたためです。

今後も、財政の健全性の確保のもと、市民サービスの充実を図るため、義務的経費の抑制に努めていきます。



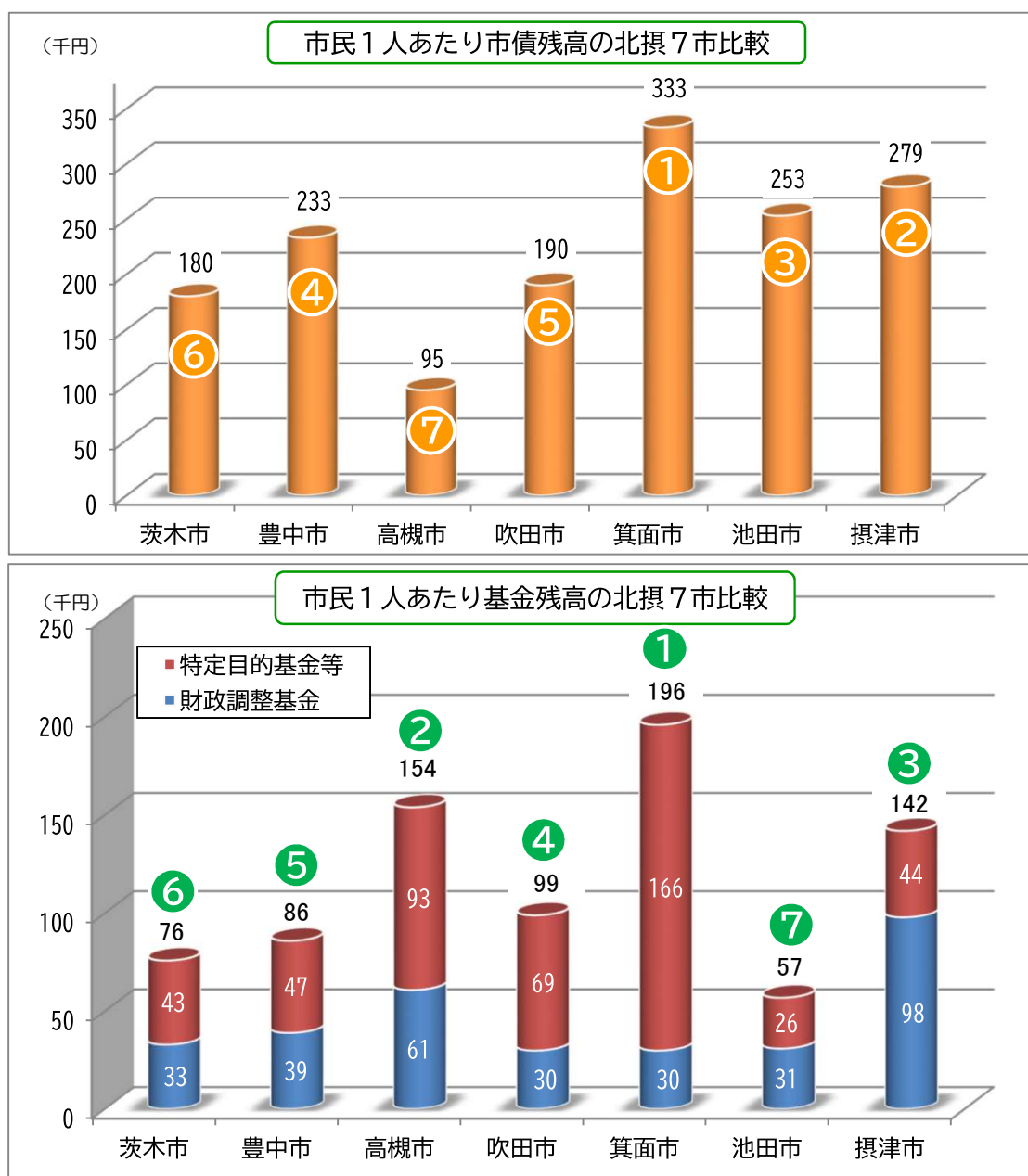
(3) 市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較

市債（借金）残高については、これまで後年度の財政負担を考慮して市債の発行抑制を図ってきたため、茨木市は北摂7市中2番目に少ない状況となっています。

次に、基金（貯金）残高については、茨木市は北摂7市中6番目となっており、北摂各市との比較では、決して多くはない状況です。

基金の中でも財政調整基金の残高は、近年、決算剰余金等を着実に積み立てていることから、令和7年度には市民1人あたり3万3千円となっています。

今後も健全な財政運営を行うため、市債発行の抑制と基金への積み立てを着実に推進する必要があります。



Ⅶ 主な財政指標の推移（普通会計）

茨木市の財政
はどんな感じ？



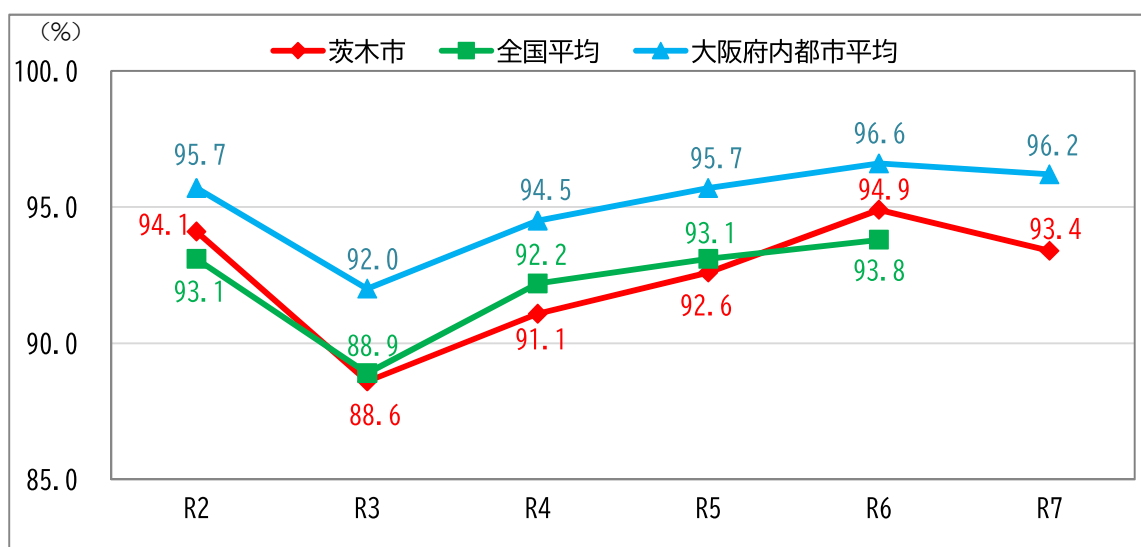
いばら騎士オレンジ

（１）経常収支比率…低い方が財政構造の弾力性あり！

市税や譲与税等の経常的に収入される使途が特定されていない財源が、義務的経費等（経常経費）に充てられる割合を表した、財政構造の弾力性を示す指標です。比率が高くなるほど、新しい事業を行うためのお金が少ないことを意味し、財政状況は硬直化していると言えます。

【算式】

$$\frac{\text{経常経費に充当される一般財源}}{\text{経常的に収入される一般財源} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$



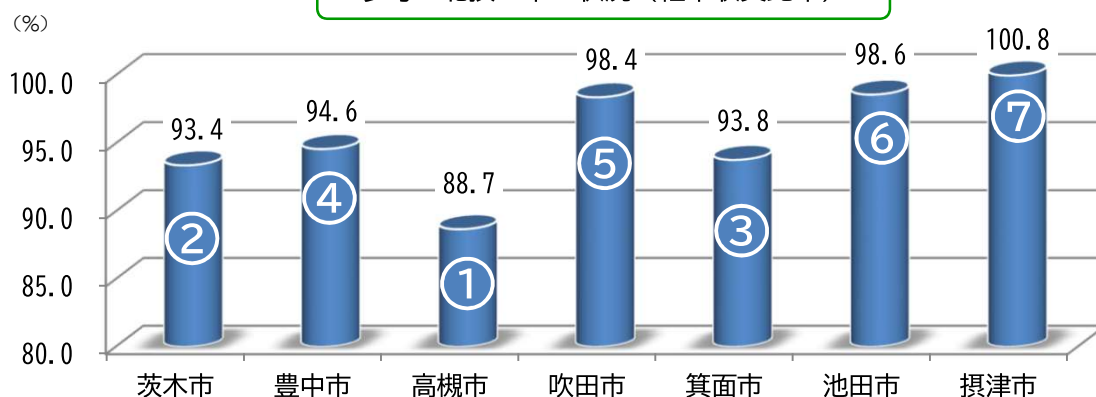
※令和7年度の全国平均は未定です。

※大阪府内都市平均は政令市を除いています。（令和7年度の数値は速報値）

令和7年度は、前年度から1.5ポイント減少し、93.4%となっています。

これは、物価高騰等により分子となる歳出が増加しましたが、それ以上に市税等の増額により分母となる歳入が増加したためです。

参考：北摂7市の状況（経常収支比率）

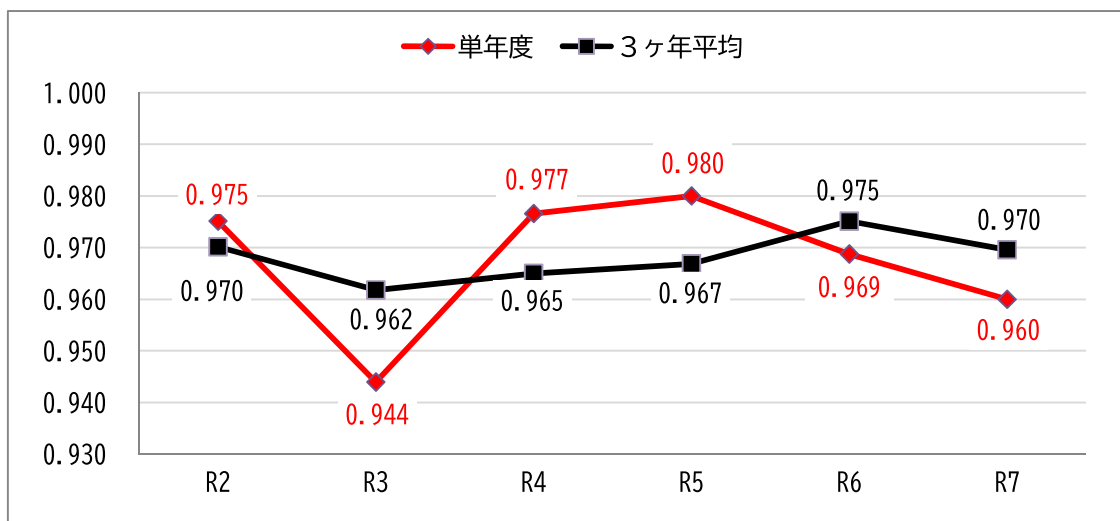


(2) 財政力指数…高い方が財政力が強い！

財政基盤の強さを図る指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3ヶ年平均で算出されます。1に近いあるいは1を超えるほど、財源に余裕があることを意味します。なお、単年度の数値が1以上になると、普通交付税が交付されない「不交付団体」となります。

【算式】

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

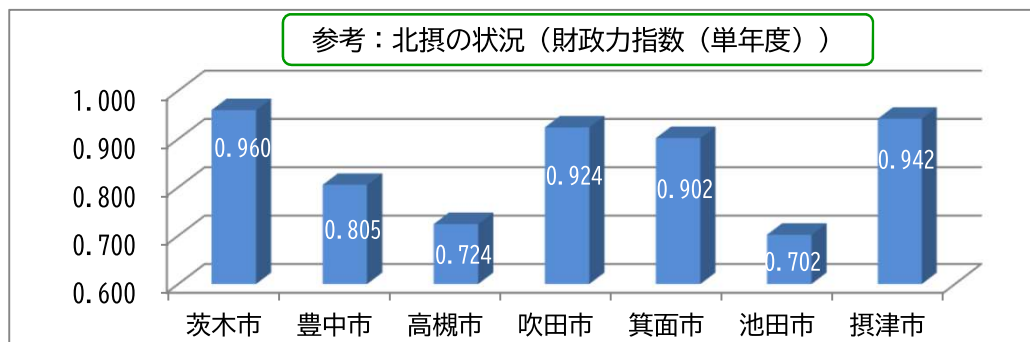


用語解説

基準財政収入額 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の割合により計算した額です。

基準財政需要額 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政活動を行うために必要な財政需要を計算した額です。

茨木市では、税収等の増加により平成18年度から21年度までは不交付団体でした。近年は、単年度の数値は1を下回っているため普通交付税の交付団体となっており、令和7年度についても、財政力指数（単年度）は0.960となっています。



VIII 健全化判断比率の状況（一般会計等）

茨木市の財政は
健全なの？



いばら騎士グリーン

（１）健全化判断比率とは

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）により公表が義務づけられた、地方公共団体の財政の健全性を示す以下の指標のことです。

- ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率 ⑤ 資金不足比率（公営企業）

※各指標の説明と茨木市の状況については、P. 19～

財政健全化法では、健全化判断比率を毎年市民に公表することや、これらの指標が一つでも法令が定める基準以上になると、財政健全化計画（財政再生計画）を策定することが義務づけられています。

公営企業についても、毎年、公営企業ごとに資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっており、一定基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

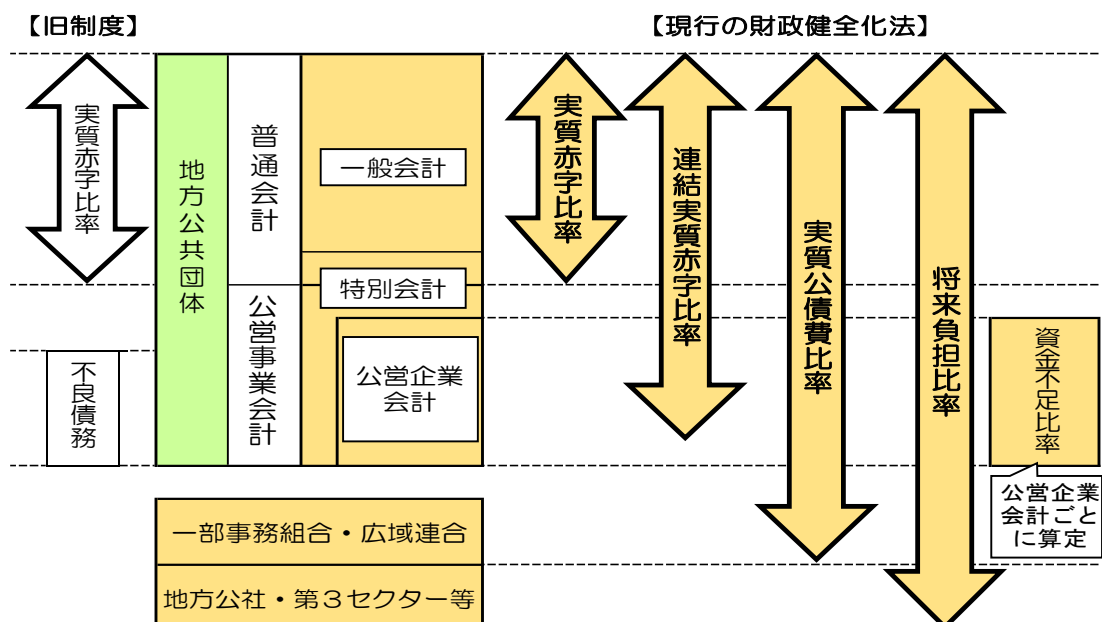
（２）早期健全化基準・財政再生基準

① 早期健全化基準（イエローカード：自主的な改善）

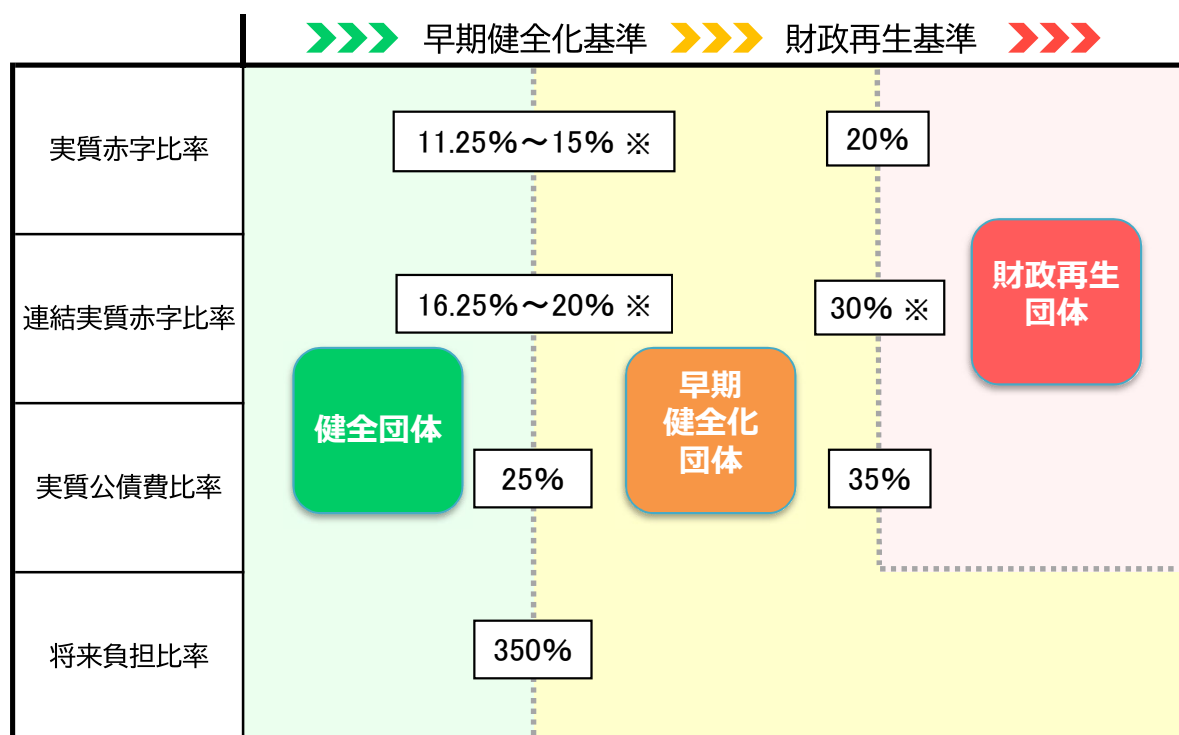
健全化判断比率である4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、議会で議決を得た後、速やかに住民に公表するとともに、知事に報告しなければなりません。

② 財政再生基準（レッドカード：国の関与有り）

将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上になった場合、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し議会の議決を得て、国に同意を求めることになります。国の同意を得ることができなければ、市債の発行が大幅に制限されます。



●財政健全化・再生基準のイメージ



●公営企業会計の経営健全化基準のイメージ



(3) 茨木市の状況（令和4年度～令和7年度）

① 実質赤字比率

一般会計等（福祉や教育、ごみの収集、道路・公園の整備等のサービスを、基本的に市税収入で賄う会計）における赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{一般会計等における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区 分	R4	R5	R6	R7
実質赤字比率	—	—	—	—
(参考)黒字額の比率	▲ 1.77	▲ 2.07	▲ 2.14	▲ 1.67
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00

一般会計等における実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

用語解

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収額に、地方譲与税と普通交付税額等を加えたものです。

② 連結実質赤字比率

市の全ての会計（上水道や下水道など）の収支を合算した赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{市の全会計における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区 分	R4	R5	R6	R7
連結実質赤字比率	—	—	—	—
(参考)黒字額の比率	▲ 15.32	▲ 14.50	▲ 16.18	▲ 18.17
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00

全ての会計を連結した実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の償還金やそれに準じた経費（公営企業に対する繰出金や債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの）が、標準財政規模に占める割合です。（各年度の数値は3ヶ年平均）

【算式】

$$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

A：地方債の元利償還金

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：AやBに充当される特定財源

D：AやBに係る普通交付税に算入された額

E：標準財政規模

（単位：％）

区 分	R4	R5	R6	R7
実質公債費比率	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0

令和7年度も引き続き、早期健全化基準を大きく下回る水準にあります。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき額（地方債残高や退職手当支給予定額、公営企業、組合、設立法人等に対して将来負担する可能性のある額）から、この支払いに充てることができる基金残高等を差し引いた金額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{A-B}{C-D} \times 100 (\%)$$

A：将来負担額

B：充当可能財源等

C：標準財政規模

D：地方債の元利償還金に係る普通交付税に算入された額

（単位：％）

区 分	R4	R5	R6	R7
将来負担比率	—	—	—	—
参考（※）	▲ 46.7	▲ 29.4	▲ 20.0	▲ 17.3
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0

（※）将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

令和7年度も引き続き、将来負担額より充当可能財源等の方が多いため、この比率は該当しません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が、事業規模（料金収入規模）に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{料金収入}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区 分	R4	R5	R6	R7
水道事業	—	—	—	—
下水道等事業	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

水道事業、下水道等事業ともに資金の不足額が発生していないため、この比率は該当しません。

(4) 北摂7市の状況（令和7年度）

① 実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 1.67	▲ 5.23	▲ 4.29	▲ 0.12	▲ 4.33	▲ 0.77	▲ 1.20
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.68	12.09	12.34

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 18.17	▲ 21.64	▲ 19.56	▲ 13.75	▲ 68.67	▲ 24.95	▲ 20.13
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.68	17.09	17.34

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質公債費比率	▲ 0.1	2.0	▲ 2.7	0.9	2.8	3.4	▲ 0.3
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

各年度の数値は3ヶ年平均

④ 将来負担比率

(単位：％)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—
(※)	▲ 17.3	▲ 14.4	▲ 138.9	▲ 37.8	▲ 47.2	▲ 20.0	▲ 9.7
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(※) (参考) 将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

⑤ 資金不足比率

(単位：％)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—
下水道等事業会計	—	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

茨木市の健全化判断比率は、すべての指標で健全な状況を示しています。

しかし、社会福祉経費が増加していることや、税等一般財源の総額が今後も不透明な状況にあることから、今後の財政状況は決して安心できない状況にあります。

このように厳しい財政環境にあっても、将来にわたり行政の使命である持続的発展を図るため、引き続きビルド＆スクラップの実践による財政の健全性の確保に努めていきます。



茨木市HPの財政課のページで、いばら騎士の4人が財政状況や税の使い道などを分かりやすく発信していますのでチェックしてみてください↓↓

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/zaisei/menu/ibarakishitozei.html>



2026 
Ibarakishi no Zaiseijokyo